

平成 29 年 2 月 10 日

公益社団法人 全日本病院協会 御中

厚生労働省 社会・援護局総務課
簡素な給付措置支給業務室

「臨時福祉給付金（経済対策分）」の周知・広報に関する御協力をお願い

「簡素な給付措置（臨時福祉給付金）」の広報につきましては、平成 26 年度の事業開始以降、多大なる御理解及び御協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、平成 26 年 4 月に実施した消費税率引上げによる所得の少ない方への影響を緩和するため、昨年秋頃から「平成 28 年度臨時福祉給付金」（3,000 円）を支給しているところですが、平成 28 年 8 月 2 日に閣議決定した「未来への投資を実現する経済対策」において、「簡素な給付措置について平成 31 年 9 月までの 2 年半分を一括して措置する」とされたことを踏まえ、新たに「臨時福祉給付金（経済対策分）」（15,000 円）を支給することとなりました。

支給事務を担当する厚生労働省では、引き続き関係者の皆様方の御協力を得ながら、様々な場所や機会を通じて、ポスター・リーフレットの設置により、支給対象者となる方々に効果的な広報を進めてまいりたいと考えております。

つきましては、別添のポスター・リーフレットについて、より多くの方々の目に触れるよう、病院に設置していただきたいと存じますので、貴会の御協力を是非お願い申し上げます。

臨時福祉給付金（経済対策分）のポスター・リーフレットについては、厚生労働省が広報業務を委託している業者より、「年金ニュース（第 2 号）」及び年金のポスターと併せて、本年 3 月頃に、直接病院へ配送させていただきます。

臨時福祉給付金（経済対策分）のポスター・リーフレットの設置期間は、市町村における申請受付期間との関係から本年 3 月頃から 6 月頃までご対応いただけますと幸いです。（また、現在御対応いただいている「平成 28 年度臨時福祉給付金」などのポスター・リーフレットについては、市町村での申請受付期間が既に終了していることから、御面倒をお掛けいたしますが、適宜撤去をお願いいたします。）

御多忙の折、大変お手数ではありますが、こうした趣旨に御高配をいただき、貴会会員の皆様に対して周知いただきますよう何卒よろしく願いいたします。

(担当者連絡先)

厚生労働省社会・援護局総務課

簡素な給付措置支給業務室 井樋（いび）、安西（あんざい）

電話 03-5253-1111 内線 2128

別添

ポスター

確認じゃ! 給付金。

臨時福祉給付金
(経済対策分)

1人につき1万5千円

支給対象者

平成28年度臨時福祉給付金(3千円)の
支給対象者の方

平成26年4月に実施した
消費税率引上げに伴う
所得の少ない方への影響を緩和します。

申請書を
確認じゃ!

- 給付金を受け取るためには、
申請が必要です。
- 申請先は、昨年(平成28年)1月1日
時点でお住まいの市町村です。
- 市町村ごとに申請受付期間が異なります。

お問い合わせ先

厚生労働省給付金専用ダイヤル:

オー! み な いい きゅう ふ
0570-037-192

9時~18時(土日祝も開設。
ただし、12月18日以降は平日のみ。)

■ IP電話からおかけの場合: 03-6627-1290 06-7731-2370 ■ FAXでお問い合わせの場合: 06-6645-6278



カクニンジャ 検索



「臨時福祉給付金」を装う
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

市町村や厚生労働省などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市町村や警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。

申請方法

- 臨時福祉給付金(経済対策分)を受け取るためには、**市町村へ申請が必要です。**
- 申請先は、**昨年(平成28年)1月1日時点で住民票がある市町村**です。
(平成28年以降に引越をしていなければ、基本的に現在お住まいの市町村が申請先になります。)
- 申請受付期間や申請書の入手方法は、**各市町村によって異なります。**
- 詳細は、各市町村からの広報や厚生労働省の特設ホームページ**「カクニンジャ」で検索**をご確認ください。

対象者の方は
さらに確認じゃ!



お問い合わせ先

ご不明な点は、

厚生労働省給付金専用ダイヤル:

0570-037-192

9時～18時

(土日祝も開設。ただし、12月18日以降は平日のみ。)

■ IP 電話からおかけの場合: 03-6627-1290 06-7731-2370

■ FAXでお問い合わせの場合: 06-6645-6278

または

「申請先の市町村」へ

お問い合わせください。



「臨時福祉給付金」を装う

**“振り込め詐欺”や
“個人情報”の詐取”に
ご注意ください。**

市町村や厚生労働省などがかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市町村や警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。

確認じゃ! 給付金。

平成26年4月に実施した消費税率引上げに伴う所得の少ない方への影響を緩和します。

**臨時福祉給付金
(経済対策分)**

1人につき1万5千円

支給対象者

平成28年度臨時福祉給付金(3千円)の
支給対象者の方



カクニンジャ

検索



支給対象者

平成28年度 臨時福祉給付金(3千円)の 支給対象者の方

支給額

1人につき **15,000円**

※支給は1回です。

申請書を
確認じゃ!



Q.よくあるご質問	A.回答
Q.「平成28年度臨時福祉給付金(3千円)の支給対象者」とはどのような人ですか?	A.平成28年度分の住民税が課税されていない方です。 (ただし、住民税において課税者の扶養親族等になっている方や、生活保護の受給者である方などは除きます。)
Q.平成28年度臨時福祉給付金(3千円)の支給対象者に該当しますが実際には受給していません。今回の給付金の支給対象者になりますか?	A.支給対象者になります。 平成28年度臨時福祉給付金(3千円)を実際に受給したか否かは問いません。
Q.自分に住民税が課税されているかどうか、どうすればわかりますか?	A.例えば、 <ul style="list-style-type: none">●ご自身の給与支給明細書の「住民税」の項目に課税額が記載されている場合●ご自身の給与や年金の収入が非課税限度額を超える場合には、基本的に住民税が課税されています。
Q.住民税が課税されない所得水準の目安(非課税限度額)を教えてください。	A.お住まいの地域や扶養親族等の人数によって異なりますが、例えば、東京都23区にお住まいの単身者の場合、給与収入で100万円、年金収入で155万円になります。 ※年金収入は65歳以上の場合
Q.昨年(平成28年)1月2日以降に引越をした場合の給付金の申請先はどこですか?	A.昨年(平成28年)1月1日時点で住民票がある市町村になります。 給付金は申請先の市町村から支給されます。 ※昨年(平成28年)1月2日以降に市町村の区域を越えて引越をした場合は、申請先が現在お住まいの市町村と異なりますので、ご注意ください。